

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

高山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 高山地域

(1) 現況

高山市は平成 17 年 2 月に近隣 9 町村と合併し日本一広大な面積の市となり、市を東西に走る分水嶺により日本海側は神通川及び庄川水系、太平洋側は木曾川及び長良川水系の上流域に位置し、大部分を森林が占めている。本地域は高冷地の冷涼な気象条件を利用し、トマト、ほうれんそう等の一大産地が形成されている。市街地を取り囲む地域は傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、今後担い手の高齢化や減少等から耕作放棄地が増加すること等により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

(2) 目標

(1)の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項第 1 号から 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	高山区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②	高山区域	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
③	高山区域	法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 高山市 旧大八賀村、旧丹生川村、旧清見村、旧荘川村、旧宮村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村、旧国府町及び旧上宝村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

(イ) 高山市 中切地区、越後地区（岐阜県知事特認基準）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) 標高が概ね 6 5 0 m 以上の緩傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、飛騨水田利用協議会が担い手として認めた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。